

消費者レポート

第1166合併号 2001年10月17日

〒152 0002 東京都目黒区目黒本町1 10 16
電話03(3711)7766 ファックス03(3715)9378
E-mail:nishoren@jca.apc.org
http://www1.jca.apc.org/nishoren/
会費 年間7,000円 前納制 郵便振替00130-0-22957

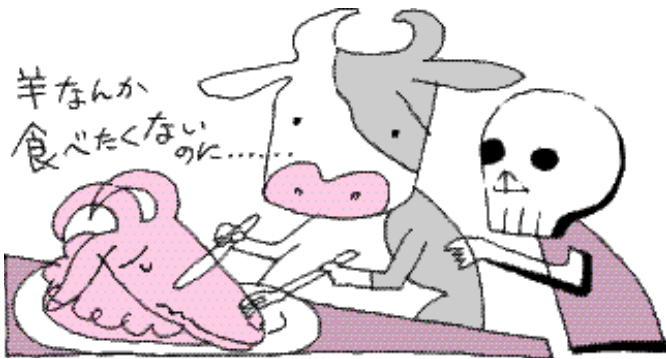
発行責任者 富山洋子
発行所 日本消費者連盟

狂牛病

(牛海綿状脳症・BSE)

病んでいるのは牛か? 人間か?!

緊急
特集



ファイルしておいて下さい。後でお役に立つと思います。

コピー・転載の時はご連絡ください。

農林水産省は、9月10日、千葉県白井市で飼育されていたホルスタイン種の乳牛(5歳・雌)が牛海綿状脳症狂牛病・BSEに感染している疑いがあると発表しました。22日にはイギリス獣医研究所の鑑定の結果、狂牛病であると結論を出しました。BSEは、イギリスで1986年に初めて確認された牛の病気です。BSEは、80年代末から90年代前半に、イギリスで猛威を振るいました。イギリス政府は当初、人間への感染を否定していましたが、96年3月、人間への感染の可能性を認めました。BSEの牛から感染したと思われる新変異型クロイツフェルト・ヤコブ病にかかった人が見つかったからです。

BSEは、「プリオン」というタンパク質に感染することによって発生します。BSEの発生は羊のスクレイピー(海綿状脳症)が牛に感染したのが原因とされています。

元来、限られた範囲の羊だけが持つ疾患であったこの病気は、羊を改良するための交配で、あつとつ間に18世紀後半にイギリスで広まりました。それが牛に

おもな記事
なぜ起きる? 狂牛病...
牛由来の医薬品等一覧...
獣医師からみた狂牛病...
政府の対応と日消連...
牛肉その他の問題...
行政機関の個人情報保護見直し作業...
中古テレビゲームソフト
新刊『プラスチック』...

伝染したのは、スクレイピーに感染した羊の内臓や骨髄質飼料を、草食動物である牛に与え続けてきたからです。乳脂肪率が高い牛乳を出し、体格のよい牛を育てるためです。さらに、牛の肉骨粉が、飼料として与えられるようになります。現在のそのような状況をもたらしています。根本的解決として、草食動物である家畜に動物性飼料を与えない、穀物の過剰投与をやめるなど、畜産の歪みを正すことが求められます。誤った情報の発表や不適切な対応をしてきている農林水産省の姿勢も追及していきます。(富山洋子)

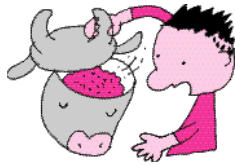
今号は合併号ですので、次号は11月7日発行です。

狂牛病

健康情報研究センター 里見 宏

なぜ起きる？

家畜から人への感染までの経緯



を食べる人たちの
あいだには似た病
気があり、食べな
い人の30倍も多く
発症する」と書か
れていました。し
かし、これは間違
いだつたようで、
最新の情報では94
年以降増加傾向に
あり、100万人
当り男性1・15人
女性1・23人と推
定されています。

人の場合にはクロイ
ツフェルト・ヤコ
ブ病(CJD)と
呼ばれています。

「クール」と いう奇病

ここからは、あ
まり気持ちのいい
話ではありません。

ルできなくなつて笑つたよう
な顔をしながら亡くなつてい
く、「クール」という病気
がありました。

1920年代、フォレ族の
女性は、埋葬して2〜3日たつ
た死体を掘り出して肉を骨か
ら削ぎ落とし、シダなどの葉
で包んで竹筒で煮て食べるよ
うになつたといひます。フォ
レ族の男性は、自分たちがと
ってきた獲物は自分たちだけ
食べてしまい、女性や子ども
には与えなかつたからです。

しかたなく女性や子どもたち
は植物やカエル、昆虫などが
らタンパク質を補つていまし
た。当然生きていくのに必要
なタンパク質すら足りない状
況に追込まれていたのです
(人肉を食べる風習が禁止さ
れた後でも、フォレ族の女性
はタンパク質必要量の56%し
か摂取できていなかったと報
告されています)。それから
30年以上経つて、彼女たちを
奇妙な病気が襲つたのです。
解剖すると、脳がスポンジ状

になり萎縮してしまつた。患
者の脳をチンパンジーに接種
すると、チンパンジーの脳も
スポンジ状になり、感染する
ことが確認されました。60年
までにこの食習慣は禁止され

この病気は消えましたが、こ
の奇病が、いま問題になつて
いる牛海綿状脳症(狂牛病)
と同じ病気だとされています。
ここには「共食い」という共
通点が浮び上がってきます。

若年化したCJD病患者

私は、東京都から頼まれて
難病調査をしたことがありま
すが、そのとき都内にCJD
の患者が1人いました。こ
の病気は50〜60歳代になつて
起きる病気とされていまし
た。イギリスでは86年に初の狂
牛病が見つかります。88年7
月、イギリス政府は牛や羊、
ヤギから作られた肉骨粉を餌
に混ぜることを禁止しました。

しかし、それ以前に多くの牛
が感染してしまつたから、人
間に感染していかないかとい
う

ことが大きな問題になりまし
た。

そこで、CJD病と診断さ
れた人たちに何か新しい変化
が起きていないかという調査
が90年から始まりました。C
JD病と診断された人は20
7人いましたが、そのうちの
10人は明らかにいままでのC
JD病と違う脳の病理学的所
見があつたのです。また、こ
の新しい変化のひとつに発病
年齢の若年化がありました。

この10人は16歳から最高39歳
で、平均年齢26・3歳とい
う若い世代での発病でした。ま
た、1人肉食主義者の人がい
たのですが、それは91年から
たのですが、それは91年から
で、それ以前には牛肉を食べ
ていました。この10人は狂牛
病にかつた牛の肉から病原
体に感染したと考えられたの
です。

ヨーロッパ、そして日本へ

イギリスでは牛が大量に処
分されました。しかし、フラ
ンスやアイルランド、ポルト

羊には脳がスポンジ状にな
り、歩行ができなくなり死ん
でしまつ「スクレイピー」と
いう病気があります。少し古
い専門書には「羊の脳や眼球

話ではありません。 ニューギニア高地のフォレ
族の女性や子どもには、震え
が起き徐々に歩けなくなり、
最後は顔の筋肉がコントロ

ー

表1 狂牛病(牛海綿状脳症)の発生状況(資料:国際獣疫事務局)

	～1990	91～95	96	97	98	99	00
英国	24,449	185,206	8,075	4,370	3,217	2,294	1,807
北アイルランド	146	1,521	74	23	18	7	14
フランス	0	13	12	6	18	31	161
アイルランド	29	86	73	80	83	91	145
ポルトガル	1	31	29	30	106	170	142
スイス	2	184	45	38	14	50	33
ドイツ	0	4	0	2	0	0	7
デンマーク	0	1	0	0	0	0	1



ガルなどで発症が増える心配があります。イギリスでは狂牛病が減っているのですが、今年になってライオン、猫チータ、ピューマ、オセロツト、トラが発病していることから、ペットフードなど他の餌への混入が問題になっています。日本でも、輸入肉骨粉が牛や豚の飼料だけでなく、ペットフードにも使われていると農水省は言っていますから、時間とともに発病する可能性はあります。

厚生省は、96年4月、医薬品や化粧品用の牛が原料となる成分について、輸入制限などの対策をたてました。これらの成分は、身体に吸収される手術用糸や美容整形に使用されるコラーゲンなど、広く使われていました。また、アメリカや日本では、イギリスに6か月以上滞在したら献血できないことになっています。日本ではこれまでにメン羊にスクレイピーが57頭見つかっています。

「疑わしきは焼く」

古典的対策がパニックを招く

科学的情報が少ない上に、農水省が「発症した牛は焼却した」とウソをつくから不安はますます拡大しました。今年6月、EU(欧州連合)は「日本も英国から肉骨粉を輸入していた。潜伏期を考えると、これから狂牛病が発生するかもしれない」と警告を出しました。しかし、農水省は「手は打ってある」と猛反発したのです。ところが8月6日に立ち上がれない異常な牛が見つかり、1か月も過ぎた9月10日に「狂牛病の疑いがある」と発表したのです。

焼却したはずの牛は肉骨粉に加工されていたことから、国民に大きな動揺を与えました。そして、対策は「疑わしい牛は焼却処分にする」という古典的方法です。殺した牛には異常がなかったと発表していますが、潜伏期が2年から8年もあるのです。本当に大丈夫だと言い切れないはずです。農水省は、厄介ものの牛を燃やしてしまえばそれで対策は十分だと考えているようですが、焼却することで国民が知りたいと思っている情報も失われたのです。

しかし、こんな話は読者の皆さんにとっては役に立たないかもしれません。狂牛病による不安は情報がないから起きています。これまでの経験が示すように、情報のある感染症にはパニックは起きません。

もつひとつ重要なのは、家畜の臓物を共食いさせる飼育方法をやめることです。酪農関係者にも、生産性重視で消費者の安全は二の次という近代畜産を変えてもらわないといけません。この数年、牛が関連したO157事件、雪印の牛乳中毒事件、牛乳のQ熱、狂牛病と事件が続きました。そして、今後は牛が食べた遺伝子組み換え飼料で問題が出てくる可能性があります。牛の受難は続きます。

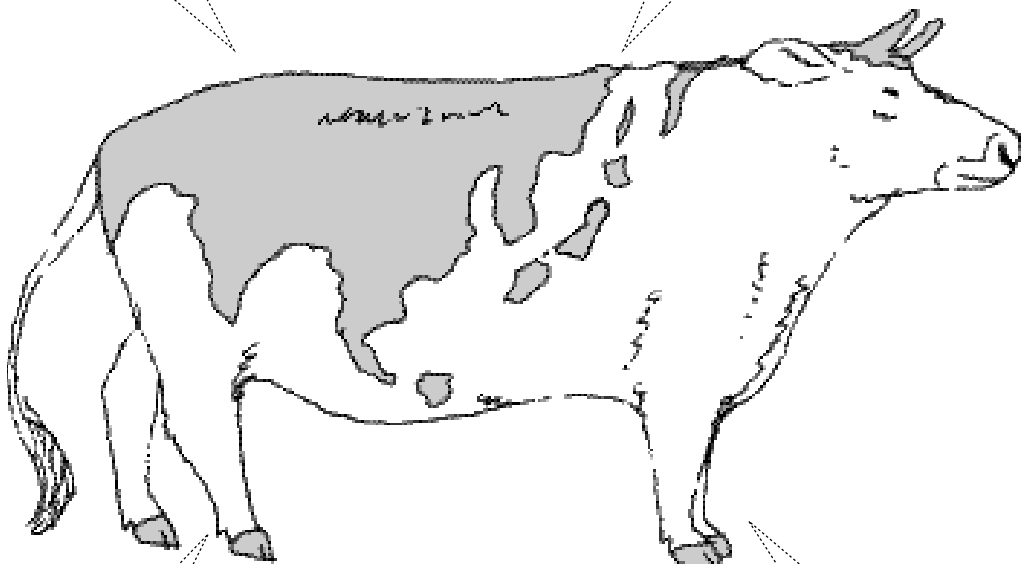
より詳細な情報がほしい方は、「ちいさい おおきい ニュースレター」(49号)をご覧ください。一部625円。お問い合わせは健康情報研究センター 03(5386)1009またはホームページ <http://www.aruke.com/sin/>まで。

えっ？牛ってお肉になるだけじゃないの？

牛と人との関わりは、牛乳や食肉を通したもののだけではありません。牛から得られる原料で作られた製品が、私たちの身近にたくさんあることは、意外に知られていません。いかに多くのものが牛から作られているか、知れば知るほど狂牛病をくい止める必要性が理解できるのではないのでしょうか。

牛由来の医薬品	
アキオ	漢方薬の配合成分(骨、皮膚)
アプロチニン	急性毒素不全(肺、腎臓)
インスリン	糖尿病(膵臓)
カゼイン	栄養剤(乳)
肝臓エキス	肝臓用剤(肝臓)
牛胆 胆汁エキス	胆臓用剤(胆臓)
グルカゴン	分泌調節剤(膵臓)
薬がんに転位末	栄養剤(骨)
コオウ	動物生薬(六神功などに配合)(胆石)
ゴンドロイチン硫酸カリウム	関節痛などに(肩甲骨、軟骨)
心臓エキス	栄養剤(心臓)
ステロイドなど	ステロイド剤(胆汁)
ビタミン加水分解物	栄養剤(骨)
胎盤エキス	皮膚炎・腐れ(胎盤)
唾液腺ホルモン	初期老人性白内障などに(唾液腺)
チトクロームC	冠動脈などに(心臓)
デオキシノボアミンアゼ	壊死組織の除去(臓臓)
トロンピン	冠所止血剤(血液)
トロンボプラスチン	冠所止血剤(肺)
ピアルロニターゼ	関節痛の増強(関節)
副腎エキス	関節の疼痛、神経の緩解(副腎)
アラスミン	造血系溶解剤(血液)
プロトポルフィリン	肝臓用剤(血液)
ペリリン	血栓症や症などに(肺、腸粘膜)
幼年血液抽出物	血液薬などに(血液)
牛血液抽出物	血液薬などに(血液)

医薬品関係	
コラーゲン	根拠性結合剤、コラーゲン注入剤、創傷被覆保護材、手術止血剤、歯科充填材、歯科組織再生誘導材料、人工血管コーティング材
ゼラチン	人工血管コーティング材
心のう薬	生体人工心臓や牛の鼻の材料から作られたもの(よい)です
ペリリン誘導体	生体パッチ(心臓・血管手術でもちいられる) 血管チューブ(合成血管)へ使われる



医薬部外品として	
エラスチン	靱帯
カゼイン	乳
血液除蛋白抽出物	血液
コラーゲン	皮膚、骨
ゼラチン	皮膚
胎盤エキス	胎盤
胎盤骨	胎盤
ペリリン	軟骨
ひ臓エキス	ひ臓
プロテオグリカン	結合組織

化粧品関係			
エラスチン	靱帯	コラーゲン類	皮膚、骨
カゼイン	乳	ゼラチン	皮膚
牛脂	脂肪	胎盤エキス	胎盤
胎盤抽出エキス	胎盤	胎盤骨	胎盤
血清アルブミン	血液	ひ臓エキス	ひ臓
ケラチン	皮膚、骨	ペリリン	軟骨
コオウ	胆石	ムコ多糖類	骨
骨髄油	骨髄	ラオアミン	乳
プロテオデルミン	結合組織	ゴンドロイチン硫酸カリウム	軟骨
血液除蛋白抽出物	血液		

出典：健康情報センターホームページより

循環法・改正廃掃法の問題点はどこにあるか？ 10月25日(木)18時30分から 会場 豊島区立労働福祉会館(JR池袋駅7分)
 講師 倉阪秀史(千葉大学助教授) 参加費 700円 連絡先 止めよう!ダイオキシン汚染・関東ネットワーク
 047(397)7123(大久保)

特集 狂牛病

コラム1

獣医師からみた
狂牛病

獣医師 八竹 昭夫

ついに、狂牛病が日本で発生しました。

狂牛病のようにスローウィルス型伝染病は、病原体が牛の体内に入って発症するまで期間が長く、狂牛病の場合日は2〜8年ですので、1頭でも発病が確認された時は、異常プリオンが汚染・増殖中で、発症にむけ進行中の感染牛が他の牛にも多数潜在すること

は容易に予測できるのです。そのような意味から、1頭でも発生した時点で、もう手遅れという見方が正しいと思

います。農水省が狼狽して的確な手を打てない状況を見て

もわかります。発生メカニズムは、まだ解明されていないことの方が多

いのですが、少なくとも狂牛病の牛から製造した肉骨粉を飼料にしたことによる感染発症は、イギリスの事例からも確かなことでしょう。

量産追求の技術革新
と問題多い農水省

今日の畜産は、量産のためには自然生態系も踏みにじり、そのことを「技術革新」と思

い上がって進められてきました。薬漬け畜産の現実と結果

からも明確に読みとれます。

牛は草食動物です。基本的に草を食べて成育するもので

す。それを乳脂肪分の多い牛乳を生産するために、牛の生

理的限界を超えた濃厚な牛乳を求めて飼料の本質まで変えているのが現実です。このこ

ら見た落とし穴です。

今回の問題で、農水省の対応のまずさが社会の厳しい批判を呼んでいます。これは、消費者が畜産の内情を知らない

ことをいいことに、従来から変わらない畜産業界擁護を最優先した姿勢を改めようとしていないためです。「畜産食品の安全」という表現はいつ

も使いますが、掛け声だけで、真実味は感じられません。

先にEU委員会より日本の農水省にむけ、日本に狂牛病侵入の恐れが大きいとして調査対応が求められたにもかかわらず、国は風評被害で畜産物の消費低迷を恐れるあまり、この申し入れを拒否していた

のです。

この危機管理意識の低さには驚くばかりですが、結果的に畜産の信用をいたすさらに失墜させ、守ろうとしたはずの畜産を窮地に落とし入れてい

ます。これは今回の問題だけでなく、従来からも繰り返されてきて、すべてが投げやり

的なズサンな施策を続けてき

ました。例えば、ここ10年ほどの間に世界の重大家畜伝染病である豚のオーエスキュー病

(仮性狂犬病) など五つもの伝染病の日本侵入を許し、その都度、今後は水際防疫(輸入検査)の徹底に全力で取り組むと繰り返すのみでした。

いま航空機の発達で人の交流が国際化し、かつ物流も国境がなくなってきました。従

来より伝染病の侵入の機会が増大しています。また、違法な海上取引流通の可能性も取り沙汰されています。

この次は豚コレラの侵入が現実となるでしょう。このことも機会があれば具体的に恐ろしい現実を明らかにします。

さらに、今回問題になって

いる肉骨粉のようなレンダリング(畜産処理加工)の実態のすさまじさも知る必要があります。食肉検査所の病的廃棄物や、病死動物が同じように家畜用、水産用飼料、ペット

フードになっているのです。

はみ出し情報

牛肉・牛乳は安全か？

狂牛病の病原体である異常プリオンは、牛の体細胞中には循環器系の全組織に存在すると考えられます。ただし少量であるため検出は不可能です。検出されないイコール安全であるという事は、安全性の科学的根拠にはなりません。

牛を解体する時、先ず0.157対策もあり、食道、直腸を結紮して前部から全内臓を取り出しますが、あとの枝肉処理は背骨から脊椎の真ん中をタテにノギリで割ります。このとき濃厚感染部位の脊椎を傷つけノギリカスが食肉中へ飛び散り、食肉の汚染が始まります。

牛乳は、その点比較的汚染の機会が少ないでしょうが、牛乳の中には、細胞が含まれています。これが非常に多いと乳房炎の乳で飲用にはなりません。法定数以下は、飲用として通用します。当然、その細胞中にはプリオンが存在します。これも数値は極めて少ないでしょうが、存在の可能性は否定できないと思います。

(八竹)

特集 狂牛病

コラム2

信用できない農水省、厚労省
消費者の安全は
どうでもいいのか?

信用できない農水省、厚労省

防疫対策も怠り、
予防原則無視の農水省

農水省は、私たち消費者の不安の声に全く耳を傾けず、

予防原則による防疫対策を怠り、

国民の食の安全を守る責任をまったく果たしていません。私たちが、農林水産大臣の責任を厳しく追及します。

9月10日の狂牛病発生後、9月19日、日消連は武部勤農水大臣にこれまでの経緯を追ってあらためて文書を提出しました。「牛海綿状脳症(BSE)を疑う牛の確認について」日本には狂牛病の牛は出ないという前提が農水省にあったのではないかと問い質し、肉骨粉の徹底調査と狂牛病発見のための全頭点検、それらの情報公開を再度要求しました。

8月6日に処理場に送られた牛は、すでに起立不能などの神経症状を示していたのに検査のために必要な頭部以外

はすべて肉骨粉の加工場へまわされ、飼料となって各地へ散ったのです。農水省はこの飼料の行方を必死で追ったのですが、行方に関する情報も二転三転して、ますます消費者の不安を増すことになりました。

9月19日になって、厚労省が、生後10か月以上の牛を処理場で全頭検査するという私たちが要求し続けていた措置をとると発表しました。ただ準備のため実施は10月末からで、感染の検査で陰性が確認された牛だけを出荷することになります。検査対象は年間100万頭といわれています。

不安を増大させた行政の責任を厳しく追及

もうひとつの問題である感

染源とされる肉骨粉の飼料の全面禁止については、10月1日、農水省が10月4日から肉骨粉の輸入・製造・流通を一時的に全面禁止すると発表しました。国産肉骨粉も全面的

に使用禁止となります。また、医薬品、化粧品、健康食品などに牛や羊などの抽出物使用も規制されます。

厚労省は、脳、せき髄、目などの特定危険部位を原料にした加工食品の製造・販売を自粛するようメーカーを指導する方針ですが、消費者はどこまで信用することができているのか、不安は残されています。カルシウム商品の骨粉原料には特に会員からも不安が届いています。

私たちは、安全だと確信のでもない食品は食べない道をこれまでも選んできました。厚労省に対しては、牛由来成分原料を使った加工食品の安全点検リストを要求していきます。(水原博子)

岩両省からの返事はなく、対策はとられませんでした。

たはすのイギリスの肉骨粉が出回ったためとの見方もあり、日本に輸入された動物由来品の経路、国内流通、使用範囲を調査し、これら飼料で飼育された可能性のある牛で危険のあるものは隔離することを求めました。そして、EUと同じく国内の全頭点検による狂牛病調査を徹底して行ない、その情報公開を申し入れました。

さらに、7月26日、EUの欧州委員会が日本での狂牛病発生の危険性についてまとめた報告書が、日本政府による抗議のため作成されなかったという報道についても農水大臣宛に質問状を出しました。しかし、いずれにも農水・厚

今年3月7日発行のリポート1144・45合併号で狂牛病について政府に要求していくことを伝えていました。

3月7日にさつそく日消連として厚生労働大臣と農林水産大臣宛に申し入れをしました。坂口力厚労大臣には、「牛海綿状脳症(BSE)および新変異型フロイツフェルト・ヤコブ病の防疫について申し入れ」で、予防原則による厳しい規制の必要を求め

「国内の牛由来物の調査を徹底して行い、感染の疑いのあるものはすべて全面廃棄すること」などを要求しました。

同じく、谷津義男農水大臣には、「牛海綿状脳症(BSE)の防疫について申し入れ」として、昨年秋からの欧州の

今年3月7日発行のリポート1144・45合併号で狂牛病について政府に要求していくことを伝えていました。

3月7日にさつそく日消連として厚生労働大臣と農林水産大臣宛に申し入れをしました。坂口力厚労大臣には、「牛海綿状脳症(BSE)および新変異型フロイツフェルト・ヤコブ病の防疫について申し入れ」で、予防原則による厳しい規制の必要を求め

「国内の牛由来物の調査を徹底して行い、感染の疑いのあるものはすべて全面廃棄すること」などを要求しました。

同じく、谷津義男農水大臣には、「牛海綿状脳症(BSE)の防疫について申し入れ」として、昨年秋からの欧州の

今年3月7日発行のリポート1144・45合併号で狂牛病について政府に要求していくことを伝えていました。

3月7日にさつそく日消連として厚生労働大臣と農林水産大臣宛に申し入れをしました。坂口力厚労大臣には、「牛海綿状脳症(BSE)および新変異型フロイツフェルト・ヤコブ病の防疫について申し入れ」で、予防原則による厳しい規制の必要を求め

「国内の牛由来物の調査を徹底して行い、感染の疑いのあるものはすべて全面廃棄すること」などを要求しました。

同じく、谷津義男農水大臣には、「牛海綿状脳症(BSE)の防疫について申し入れ」として、昨年秋からの欧州の



特集 狂牛病

経済最優先がもたらす危険

～抗菌剤・抗生物質・ホルモン剤残留の可能性とクローン牛～

食肉の安全性は、今回の狂牛病発生以前から、非常に危うい状況にありました。

私たち日本人の食生活の変化とともに、肉類を食べる量が増加し、それに伴って家畜の生産効率を上げるために、畜産規模を拡大し、工場化や過密飼育が行なわれるようになりました。この変化は、家畜に過剰なストレスを強い、抵抗力を弱め、いったん病気が発生すればたちどころに蔓延し、逆により効率低下を招く危険もあります。

その危険を取り除くために次に行なわれたのが、家畜への大量の抗生物質と抗菌物質の投与です。抗生物質は発育促進剤としても使用されています。日本での動物用医薬品の販売額は1975年頃から急速に増えました。95年には

当時の厚生省が、それまで食品に含有されてはならないとしていた抗生物質、合成抗菌物質の残留基準を設定し(コーデックス基準を採用)、その数値までの残留を認めたのです。

この時、日本ではこれまで使用が認められていなかった駆虫剤クロサンテルや合成ホルモン剤ゼラール、トレボロンアセアートの残留基準値が設定され、事実上使用が認められるようになり、890,897,989,947号。

また、本来草食動物である牛に、霜降り肉を作り出すためにトウモロコシやオオムギなど穀物類の濃厚飼料を過剰に与えています。その原料は輸入に頼るため残留農薬の問題もあります。これらはすべて動物本来の体の生理を無視しているため、どんなに薬

剤を使っても根本的な改善にはならず、むしろ食品としての安全性も脅かしています。

もうひとつ、輸入肉の問題もあります。特にアメリカでは、日本では認められていない合成ホルモン剤の使用が許可されているため、その残留も心配されます。モンサント社が遺伝子組み換え技術で開発したBST(牛成長ホルモン)は、発がん性があり、がんになる確率が高くなるという研究結果が発表されています。また99年には、EUの欧州

委員会、アメリカ産牛肉の飼育に使われている成長促進剤の一つで、天然ホルモンのエストラジオール17ベータの発がん性が指摘され、ヨーロッパでは、アメリカ産の合成ホルモンを使用した牛肉を拒否したり、禁止しています。し

かし日本では、何の対応もとられていません(1080号)。
**食べたくない！
クローン牛**

99年4月、クローン牛の肉

が、食肉用として販売されていたことが報道されましたが(1081号)、実際は食肉が93年5月、牛乳が95年5月から出荷されてきました。農水省によると、全国の試験研究機関で出生した受精卵クローン牛は、38機関で578頭(01年5月15日発表)です。

このうち食肉にされたことが確認されているのは153頭です。現在、クローン牛の生産は公的機関や民間の研究所で行なわれているだけです。一般の畜産農家等に売却される飼養中の牛が36頭います。

今のところ非常に少ない量ですが、食肉用として市場に出ることもあります。当初表示もなく一般の牛肉と同じ扱いで販売され、消費者の反発を買いました。その後、表

示については任意表示となり、消費者の選ぶ権利が侵されています(1100号)。東京では独自に表示マークをつくり、今年12月をメドに表示販売の予定です。

体細胞クローン牛は35機関で222頭が出生し、105頭が育成・試験中ですが、まだ研究段階で食肉用として市場に出る可能性はないようです。家畜改良センターで生産した乳用種体細胞クローン牛から搾乳した生乳を試験用としてサンプル提供しており、今後の動きを注視していく必要があります(1082号)。

いずれのクローン技術も核の受け皿として未受精卵が必要のため、未受精卵の細胞質中のミトコンドリアにあるDNAの影響と移植された核との相互作用が解明されていない、未完成で危険な技術です。クローン牛は、私たち消費者が求めている安全な食べ物とは、本質的にかげ離れています。(植田)